

## 魚種転換支援事業補助金事務取扱細目

(趣旨)

第1条 この規定は、魚種転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）および魚種転換支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(魚種転換による新商品開発に伴う既存商品の取扱い)

第2条 要綱第2条第4号および同条第5号における魚種転換による新商品の開発にあたっては、類似の既存商品の製造中止を必須としない。

(例：これまで魚肉ハンバーグを製造していたイカ加工業者が、新たに豚肉ハンバーグを製造開始した場合、魚肉ハンバーグは豚肉ハンバーグの代替であると見なして魚肉ハンバーグの製造中止までを必要とするものではない。)

(魚種転換による新商品開発の該当性の判断基準)

第3条 要綱第2条第4号および同条第5号における魚種転換による新商品の開発は、要綱に定めるもののほか、次の基準を参考にして該当性を判断する。

(1) 既存商品の主たる原材料がイカ以外の場合について 主たる原材料として代替するものが、必ずしも魚種以外のものである必要はないこと。

(例：これまでブラックタイガー（正式和名はウシエビ）のエビフライを製造していたイカ加工業者が、当該商品に代えて新たにバナメイエビのエビフライを製造開始する場合や、豚肉ハンバーグを製造していたイカ加工業者が、当該商品に代えて、新たに牛肉ハンバーグを製造開始する場合、これらはイカ以外の原材料であるが、そのことをもって要件を欠くと判断されることはない。)

(2) 主たる原材料の産地の変更について 単に主たる原材料の産地が異なる場合は、主たる原材料の変更には該当せず、魚種転換による新商品開発にはあたらないこと。

(例：道南産ニシンのコンブ巻きを製造していたイカ加工業者が新

たに石狩湾産のニシンのコンブ巻きを製造することは魚種転換による新商品開発にはあたらない。)

- (3) 通称や地方名等について 本来，別種である原材料を新たに主たる原材料として利用する場合は，仮に既存商品の主たる原材料における通称や地方名が同一であっても差し支えないものとする。

一方で，出世魚などのように本来，同種でありながら，生育状況により名称が異なるものを新たに主たる原材料として利用する場合は，主たる原材料の変更には該当せず，魚種転換による新商品開発にはあたらないこと。

(例：シシャモとも呼ばれるキュウリウオの干物を製造していたイカ加工業者が新たに本シシャモの干物を製造することは，そのことをもって要件を欠くと判断されることはない。)

- (4) 成分構成比の変更に伴い，主たる原材料が変更となる場合について 2種以上の原材料から構成される商品の構成比率を変更することにより，主たる原材料が変更となる場合，魚種転換による新商品開発に該当する。

(例：重量比において，豚肉が70%，牛肉が30%含まれるハンバーグを製造していたイカ加工業者が，本商品の製造に代えて，新たに豚肉が30%，牛肉が70%含まれるハンバーグを製造開始する場合，主たる原材料が転換するため，そのことをもって要件を欠くと判断されることはない。)

ただし，この場合，構成比率の変更を除き，ほぼ同一の商品を製造する内容で製造機械等の導入および改修支援事業の申請を行おうとする場合には，第4条の規定に基づき，妥当性について十分に検討されるべきものとする。

- (5) OEM（委託者商標による受託製造）について OEMであることは，該当性の判断に直接の影響をおよぼさないが，この場合，委託者および受託者の双方において魚種転換による新商品開発であることが必要である。

(例：市内のイカ加工業者が，他社製品であるサバの缶詰をOEM

にて受託する場合，既に委託者にとって当該商品は製造されていたものであれば，魚種転換による新商品にはあたらない。）

(6) テスト販売について 補助金の交付または認定申請前にテスト販売を行っていることは，新商品の該当性に影響しない。

ここでいうテスト販売とは，申請者が自己負担により，本事業で開発した試作品を①展示会等のブース，②申請者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース，③第三者への委託などを通じ，限定された期間などで不特定多数の人に対して試作品等を試験的に販売し，商品仕様，顧客の反応等を測定・分析し，試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業を指し，原則として以下の要件をすべて満たす場合にのみ認めるものとする。

ア テスト販売品の販売期間が概ね6ヵ月以内となるもの

イ テスト販売は，同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの（試作品の改良，販売予定価格の改定をした場合を除く。）

ウ テスト販売の効果を検証することができるもの

なお，補助金の交付または認定申請後においては，テスト販売のみならず，デモ機等の活用により，テスト販売を超える範囲の製造，流通，ならびに販売を行ったとしても，新商品の該当性に影響しないものとする。

（機械等の新規導入および改修における妥当性の判断基準）

第4条 要綱第5条第1項における製造機械等の導入および改修支援事業は，要綱に定めるもののほか，次の基準を参考にして妥当性を判断する。

(1) 自社が保有する既存の機械等が新規導入を予定している機械等と同種である場合

ア 時間的制約により，既存の機械等で新商品の製造をすることが著しく困難であると認められること。

（例：既存の商品と新商品の製造に係る機械等の稼働時間の重複が常態化し，これによる両製品の生産効率が著しく低下するものと予想される場合は妥当であると判断される。）

イ 物理的制約により、既存の機械等で新商品の製造をすることが著しく困難であると認められること。

（例：新商品の製造にあたっては、既存の機械等に加えて別装置を付設する必要がある、かつ既存の機械等の設置場所が狭隘である場合は妥当であると判断される。）

ウ 複数の種類の商品を同一の機械で製造すると、原材料に起因したアレルギー反応が予想されること。

（例：エビなどの食物アレルギー物質を使用した商品を日常的に製造している機械等で魚種転換による新商品を製造する場合、食物アレルギー物質混入のリスク等が懸念される場合は妥当であると判断される。）

エ 陳腐化した機械等の交換および補修が主目的ではないこと。

（例：魚種転換による新商品は既存の機械等で製造することができるにもかかわらず、当該補助制度を活用して主要部品の交換を行う場合は妥当ではないと判断される。）

(2) 2種以上の機械等の場合

ア 同一の「加工」単位の中で連続した工程であり、新製品や新素材の特性から不可欠な機械等であること。

附 則

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年4月1日から施行する。